

○ 長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））実施基準（令和8年3月30日付け7畜第733号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>長崎県畜産クラスター構築事業 （畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）） 実施基準</p> <p>制 定 平成27年4月1日27畜第119号 一部改正 平成28年4月1日27畜第721号 一部改正 平成28年11月29日28畜第650号 一部改正 平成30年3月28日29畜第827号 一部改正 平成31年3月29日30畜第787号 一部改正 令和2年4月1日2畜第20号 一部改正 令和3年4月1日3畜第20号 一部改正 令和4年4月1日4畜第15号 一部改正 令和5年4月17日5畜第172号 <u>一部改正 令和8年3月30日7畜第733号</u></p>	<p>長崎県畜産クラスター構築事業 （畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）） 実施基準</p> <p>制 定 平成27年4月1日27畜第119号 一部改正 平成28年4月1日27畜第721号 一部改正 平成28年11月29日28畜第650号 一部改正 平成30年3月28日29畜第827号 一部改正 平成31年3月29日30畜第787号 一部改正 令和2年4月1日2畜第20号 一部改正 令和3年4月1日3畜第20号 一部改正 令和4年4月1日4畜第15号 一部改正 令和5年4月17日5畜第172号</p>
第1 (略)	第1 (略)
第2～第3 (略)	第2～3 (略)
<p>第4 補助対象事業費の内容、構成及び積算</p> <p>1 補助対象事業費の内容 施設整備事業（県実施要領別表1-1又は1-2）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助対象事業費の積算及び取扱い</p> <p>ア 工事費 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 諸経費</p> <p>a (略)</p> <p>b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、<u>現場管理費については純工事費、一般管理費等については工事原価</u>に対して適切な率以内とする。 ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>第4 補助対象事業費の内容、構成及び積算</p> <p>1 補助対象事業費の内容 施設整備事業（県実施要領別表1）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助対象事業費の積算及び取扱い</p> <p>ア 工事費 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 諸経費</p> <p>a (略)</p> <p>b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、<u>それぞれ直接工事費</u>に対して適切な率以内とする。 ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p>
<p>第5 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 管理方法</p>	<p>第5 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 管理方法 (1) 事業実施主体及び取組主体等は、施設等の管理状況を明確にするため、長崎県畜産クラ</p>

(1) 事業実施主体及び取組主体等は、施設等の管理状況を明確にするため、長崎県畜産クラスター構築事業費補助金実施要綱（平成27年4月1日27畜第12号）別記様式第11号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2)～(4) (略)

3 財産処分等の手続き

(1) (略)

(2) 事業により整備した施設等について、実施要領第5の2の規定に基づき貸し付けた後、借受者又は従業員に譲渡する場合にあっては、譲受者は、事業実施主体から財産管理台帳を継承し、当該施設等の処分制限期間の残存期間内において補助条件を継承するものとし、

(1)の規定は適用しない。

(3)～(4) (略)

4～5 (略)

第6 (略)

附 則（平成27年4月1日27畜第119号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正 平成28年4月1日27畜第721号）

この通知の一部改正は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 平成28年11月29日28畜第650号）

この通知の一部改正は、平成28年11月29日から施行する。

附 則（一部改正 平成30年3月28日29畜第827号）

この通知の一部改正は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 平成31年3月29日30畜第787号）

この通知の一部改正は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和2年4月1日2畜第20号）

この要領の一部改正は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和3年4月1日3畜第20号）

この要領の一部改正は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和4年4月1日4畜第15号）

この要領の一部改正は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和5年4月17日5畜第172号）

この要領の一部改正は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和8年3月30日7畜第733号）

この要領の一部改正は、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1～7 (略)

別記様式第1号

スター構築事業費補助金実施要綱（平成27年4月1日27畜第12号）別記様式第10号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2)～(4) (略)

3 財産処分等の手続き

(1) (略)

(2) 事業により整備した施設等について、実施要領第5の2の(2)及び(3)の規定に基づき貸し付けた後、借受者に譲渡する場合にあっては、譲受者は、事業実施主体から財産管理台帳を継承し、当該施設等の処分制限期間の残存期間内において補助条件を継承するものとし、(1)の規定は適用しない。

(3)～(4) (略)

4～5 (略)

第6 (略)

附 則（平成27年4月1日27畜第119号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正 平成28年4月1日27畜第721号）

この通知の一部改正は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 平成28年11月29日28畜第650号）

この通知の一部改正は、平成28年11月29日から施行する。

附 則（一部改正 平成30年3月28日29畜第827号）

この通知の一部改正は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 平成31年3月29日30畜第787号）

この通知の一部改正は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和2年4月1日2畜第20号）

この要領の一部改正は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和3年4月1日3畜第20号）

この要領の一部改正は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和4年4月1日4畜第15号）

この要領の一部改正は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（一部改正 令和5年4月17日5畜第172号）

この要領の一部改正は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1～7 (略)

別記様式第1号

(注) 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札に参加しようとする者に参考様式を例とした申立書及び長崎県畜産クラスター構築事業実施要綱に定める様式第14号(第23条関係)の提出を求め、これを添付すること。

別記様式第2～9号 (略)

(注) 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札に参加しようとする者に参考様式を例とした申立書及び長崎県畜産クラスター構築事業実施要綱に定める様式第11号(第19条関係)の提出を求め、これを添付すること。

別記様式第2～9号 (略)